

# 学校いじめ防止基本方針

新居浜市立浮島小学校

## はじめに

本校は、新居浜市の北東に位置し、田畑が広がる閑静な地域である。子供たちは素直で、明るく伸び伸びと学校生活を送っている。また、通常の学級児童と特別支援学級児童との交流を通して、思いやりの心が育っている。なお、家庭・地域の学校教育に対する理解も深く、保護者はもとより地域の方々も教育活動に大変協力的である。

学校の教育目標を『共生 協働 創造』として、具体目標に「かしこく」「なかよく」「たくましく」を合言葉に知・徳・体のバランスのとれた児童の育成を目指している。その中で、いじめの未然防止として、ルールとリレーション（ふれあい）を基盤にした集団づくりに努めている。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### (2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童は、いじめを行ってはならない。

### (3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止等のための対策に関する事項

### (1) 学級経営の充実

- ア ルールとリレーション（ふれあい）を基盤にした学級集団づくり
- イ 勇気づけの声掛け（ボイスシャワー）

### (2) 特別支援教育の充実

- ア 「見方を変えて味方に」（合理的配慮等）
- イ 学習・生活スタイルや障がい特性（一人一人の教育的ニーズ）に応じた指導・支援
- ウ どの子にも分かりやすく、参加しやすいユニバーサルデザインの授業
- エ キャリア教育の視点に立った特別支援教育の充実
- オ 通常の学級（児童）と特別支援学級（児童）との交流を積極的に行った相互理解
- カ 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成・活用・引継ぎ

### (3) 人権・同和教育の充実

- ア 命を核とした豊かな感性を育む教材や、学習活動の工夫
- イ あらゆる差別に対し、気づき、考え、正しく行動する児童の育成
- ウ 児童が自分たちの生活を見つめ直し、人との関わり方について考えさせる取組

(4) 道徳教育の充実

- ア 心に響く授業づくり
- イ 総合単元的な取組の充実

(5) 体験活動の充実

- ア 栽培活動等を通じた命を大切にす児童の育成
- イ 体験的な学習の充実

(6) 児童生徒の主体的な活動

- ア 「人間のよさ体験」を積み上げる教育活動
- イ 自己肯定感の高揚
- ウ 全校児童によるなかよし班活動の充実

(7) 楽しく・分かる授業づくり

- ア ユニバーサルデザイン授業の研究実践 (ICT の有効活用)
- イ ねらいを明確にした分かる授業の研究実践
- ウ 児童主体の考える授業の研究実践
- エ 確かな見取りによる伸びる授業の研究実践
- オ 学びに向かう集団づくり

(8) 特別活動の充実

- ア 各委員会活動や全校集会の児童会活動を通し、自発的、自治的に学校生活に関する諸問題を話し合い、協力してその解決を図る
- イ クラブ活動を充実させた児童の主体性、社会性の育成

(9) 相談体制の整備

- ア カウンセリングマインド等による、心がかよい合う相談活動の充実
- イ 定期相談・指名相談・チャンス相談・自発相談の活用と充実

(10) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ア 児童向けのガイドラインを作成した情報モラル教育の充実
  - ・ ルールを守ったインターネットの使い方
  - ・ 人権を侵害しない発信
  - ・ 法律（著作権、肖像権、個人情報の保護）に関わること
- イ 家庭への啓発

(11) 校内研修の充実

- ア 生徒指導事例研修会及び隔月末の校内支援委員会（児童や家庭の実態により、生徒指導上配慮が必要な児童についての全教職員の情報交換）
- イ グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング、ストレスマネジメント教育、ピア・サポートなどの教職員研修の実施

(12) 保護者への啓発

- ア なかま集会の案内と学校だよりの掲載による人権啓発
- イ P T A活動・学級P・懇談等の充実

(13) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ア 東中校区連絡協議会（校長、教頭、教務主任の参加）での情報交換
- イ 東中学校・川東中学校との連絡会（入学前の引継ぎ・入学後の授業参観及び情報交換）
- ウ 小中学校の生徒指導主事が連携して、9年間を見通した規範意識の育成に取り組むための小中共通の生徒指導重点事項の作成

### 3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) いじめ対策委員会

ア 構成員

校長、教頭、教務、研修、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、ハートなんでも相談員、必要に応じてPTA会長、教育委員会関係者、警察関係者等

イ 活動内容

- ・ 未然防止に向けた取組についての協議
- ・ 早期発見・早期対応の取組についての協議
- ・ 指導体制の確立についての協議
- ・ 対応の方針決定についての協議
- ・ 年間取組計画の策定と見直しについての協議
- ・ 取組評価アンケートの実施・考察についての協議

(2) 東中学校区児童生徒をまもり育てる協議会

ア 構成員

各校校長、各校教頭、各校生徒指導主事、各校区公民館長、各校PTA会長、各校PTA健全育成部長、各校区主任児童委員、各校区青少年補導委員長、校区交番警察官

（但し、重大事態等ケースに応じて、関係者に絞って会合を持つ）

イ 活動内容

- ・ 未然防止に向けた取組についての協議
- ・ 早期発見・早期対応の取組についての協議
- ・ 指導体制の確立についての協議
- ・ 対応の方針決定についての協議

### 4 いじめの早期発見

- (1) 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」チェックリストを用いた、平時からの備えの実施状況の点検
- (2) 全教職員による児童観察
- (3) 連欠児童への家庭訪問
- (4) 生活記録や児童の声より情報収集

- (5) きずなアンケート等調査の確認
- (6) 教育相談の充実
- (7) 保護者との連携、情報の共有
- (8) 日常の養護教諭との情報交換
- (9) 日頃からの管理職との情報の共有
- (10) 校務支援システムを活用した児童の様子記録
- (11) 地域・関係機関との連携による児童の登下校時の様子の情報収集

## 5 いじめに対する措置

### (1) 被害児童等の保護

何よりもまず、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童を保護し、安全安心を確保する。

### (2) 事実確認・情報共有（事実認知者による報告、連絡、相談）

### (3) 臨時校内生徒指導委員会

いじめの発見・通報を受けた場合は、臨時校内生徒指導委員会を設け組織的に対応する。

#### ア 構成員

校長、教頭、教務、研修、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、当該学級担任等

#### イ 内容

- ・ 具体的事実を詳しく、時系列で整理する。
- ・ 前学級担任、専科教員等、当該児童に係るすべての教職員から情報収集する。
- ・ 校長が指導方針を決める。
- ・ 対応する教職員の役割分担を決める。
- ・ 全教職員の共通理解を図る。

### (4) 被害児童・保護者に対する説明、支援

### (5) 加害児童への指導及び保護者への支援

- ・ 加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。

### (6) 教育委員会への報告・連絡・相談

### (7) 加害者、被害者を別室にするなど安全措置を講じる（緊急避難等が必要な場合）

### (8) 出席停止制度の運用（教育委員会との協議）

### (9) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき児童相談所、警察等に報告・連絡・相談

### (10) 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき児童相談所、警察等に報告・連絡・相談

### (11) 東中学校区児童生徒をまもり育てる協議会を必要に応じて実施

### (12) いじめが解消している状態かどうかの確認

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうか。
- ・ 被害児童が心身の苦痛を感じてないかどうか。

## 6 重大事態への対処

身体的外傷、後遺症となる精神上的の苦痛、多額の金銭・物品の損害に類するものを重大事態として扱い、対応に当たる。

### (1) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

ア 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校長が新居浜市教育委員会とも連絡を取り、新居浜警察署と相談して対処

### (2) 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

ア 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、学校長が直ちに新居浜警察署に通報

## 7 学校評価

学校評価（教職員の自己評価、児童アンケート・保護者アンケートへのいじめに関する項目を設定）の実施と分析、確認、対応及び実践

## おわりに

いじめは、子供の生命に関わる重大問題であり、いかに早期に認知し、解決を図るかということが大きな課題となる。しかし、それ以上に大切なのは、いじめを生まない土壌作りである。学校生活に規律があり、一人一人の個性が尊重され、居場所があり、守られている土壌があれば、いじめの発生を未然に防ぐことができる。そのためにも、教職員相互の連携、家庭・地域との連携、小中の連携をさらに強固にして、積極的な生徒指導を展開しなければならない。

平成26年2月28日策定

(改定 平成29年11月24日)

(改定 令和元年11月20日)

(改定 令和5年4月7日)

(改定 令和7年4月7日)